

令和5年度事業実績報告書・令和6年度事業計画書 1  
流山市北部地域包括支援センター

1 基本情報

(1) 事業所情報 (令和6年4月1日時点)

名称	流山市北部地域包括支援センター		
所在地	流山市江戸川台東2丁目19番地		
法人名	医療法人社団 曙会		
センター長	石川 渉		
職員体制	保健師その他これに準ずる者		3人
	社会福祉士その他これに準ずる者		2人
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1人
	(事務員)		0人

(2) 担当地域情報 (令和6年4月1日時点)

担当地域	東深井の一部/江戸川台東1～4丁目/江戸川台西1～4丁目/こうのす台		
人口	23,022人		
65歳以上人口	7,827人	(高齢化率)	34.0%
75歳以上人口	4,560人		
要介護者数・要支援者数	1,571人	(対65歳以上人口)	20.1%
居宅介護支援事業所	6か所		(令和6年3月時点)
介護保険事業所等	訪問介護事業所		10か所
	訪問看護事業所		2か所
	通所介護事業所 (地域密着型含む)		6か所
	通所リハビリテーション事業所		0か所
	訪問リハビリテーション事業所		0か所
	短期入所生活介護事業所		3か所
	短期入所療養介護事業所		0か所
	特定施設入居者生活介護事業所		1か所
	介護老人福祉施設(地域密着型含む)		3か所
	介護老人保健施設		0か所
	認知症対応型共同生活介護事業所		0か所
	認知症対応型通所介護事業所		0か所
	小規模多機能型居宅介護事業所		1か所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		0か所
	定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所		0か所
ケアハウス		1か所	
			(令和6年3月時点)
地域包括支援センターの運営方針	高齢者が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を安心して継続することができるよう、健康・福祉・介護・医療など様々な面から総合的に支えることを事業の目的とする。 介護保険サービスを中心に、地域住民団体などのインフォーマルな活動団体を含め、地域の高齢者支援ネットワークを構築する。		
地域特性と課題	北部地域の東側は、昭和30年代に計画的に整備された江戸川台の住宅地やこれに隣接するかたちで開発された戸建て住宅地域から形成されている。高齢化率が30%を超えている地域が多く、かつ75歳以上の割合は15%以上と、他の地域と比べ、高い値となっている。		

令和5年度事業実績報告書・令和6年度事業計画書 2  
流山市北部地域包括支援センター

2 概要(重点目標)

(1) 令和5年度事業報告(重点目標)

重点目標 1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような支援ネットワークの構築を図る。	
	(具体的対策)	①地域の身近な総合相談窓口として、機能の充実を図る。 ②職員一人一人の対応力の向上、丁寧な対応と断らない支援 ③医療・介護分野にとどまらず、他分野にわたる関係機関との連携
	(実績)	(相談業務) ・新規相談件数 375件、来所人数 2,410人(内 来所相談 1,052件)、延べ相談件数 4,154件 ・研修会で得た知識を実践で生かすとともに、講師として地域住民、関係機関に提供した。 (地域活動) ・介護予防教室を月2回開催(リハビリ専門職が定期的に参加)、ふれあいの家での体操教室の実施 ・遺言・相続無料相談会の開催(年12回 計 30ケース) (ネットワーク) ・地域ケア会議、ケアマネ交流会の開催 ・民児協定例会、自治会支え合い会議への参加、地区社協のサロンでの出前講座など、地域の関係機関との連携 ・相談支援事業所、成年後見推進センター、日常生活自立支援事業所との連携
(評価)	・地域の方との連携により、支援が必要な方の発見や支援に繋がるケースも増えている。こういったケースは、介入や支援に至るまで時間を要するが、民生委員、自治会との連携体制を維持し、対応することができた。 ・担当地域外や分野外の方にも広く窓口を活用いただいている。関係機関との引き継ぎや連携を丁寧に行うことができた。 ・特殊詐欺の被害にあった方への対応件数が増加。消費生活センターと連携するのはもちろん、事例をもとに、市民、関係機関への注意喚起を行うことができた。 ・ケアマネ不足により「要介護認定者のケアマネ調整」、「介護予防プラン作成」といった業務に時間を取られている。	
重点目標 2	認知症のある方やその家族が安心して暮らせる街づくりを目指す。	
	(具体的対策)	①対象の方一人一人に丁寧に対応し、信頼関係を構築しながらの支援を心掛ける。 ②認知症サポーターを養成し、認知症の理解、対応について周知・啓発を図る。 ③認知症の方の家族会を定期的に開催。介護者である家族も支える。
	(実績)	・認知症相談延べ件数 456件(前年度 311件) ・困難ケースには、認知症初期集中支援チームと連携し、対応した。 ・認知症サポーター養成講座を一般の方にはもちろん、学生など若い世代に向けても実施した。 ・訪問介護事業所や民生委員にむけて、認知症についての講座を行った。 ・認知症家族会の開催(年6回)
(評価)	・コロナ禍による自粛生活が長引いた影響からか、認知症により生活に支障が出始めた高齢者が増加している。あらためて地域の交流の場の必要性がある。 ・行き詰まったケースでは、認知症初期集中支援チームの協力を仰ぎ、支援体制を整えることができた。 ・学校での講座では、学生が認知症の問題を「自分事」として捉え、地域での役割を考えるきっかけになった。 ・認知症も障害も、まずは地域に知っていただくことが理解の促進につながると明らかになった。	

(2) 令和6年度事業計画(重点目標)

重点目標 1

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような支援ネットワークの構築を図る。	
(具体的対策)	①地域の身近な総合相談窓口として、窓口機能の充実、職員一人一人の対応力の向上を図る。 ②丁寧な対応と断らない支援を心がけ、医療・介護分野にとどまらず、他分野にわたる関係機関と連携し、対応する。 ③高齢者がいつまでの元気でいられるよう支援する。万が一機能低下がみられる場合は、早期に発見し対応する。

重点目標 2

生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して暮らせる街づくりを目指す。	
(具体的対策)	①対象の方一人一人に丁寧に対応し、信頼関係を構築しながらの支援を心掛ける。 ②認知症サポーターを養成し、認知症の理解、対応について周知・啓発する。また、家族会を開催するなど、介護者である家族も支える取り組みを行う。 ③重層的な課題を抱えるケースについては、重層的体制整備事業をはじめ各関係機関と連携し、対応する。

令和5年度事業実績報告書・令和6年度事業計画書 3  
流山市北部地域包括支援センター

3 各業務

	令和5年度事業報告				令和6年度事業計画			
	計画	実施		評価	目標	計画		
総合相談支援業務	1.総合相談窓口の充実 ①広報紙、ホームページ、地域に出向き、地域包括支援センターの周知の徹底を図る。 ②丁寧な窓口対応、断らない支援 ③職員一人一人のスキルアップ  2.関係機関との連携の強化 ①居宅介護支援事業所、サービス事業所との連携 ②自治会、民生委員との連携 ③他分野との連携	総合相談	電話	(延)	2,006件	1.総合相談窓口の充実 ①自治会の見守り会議等で情報を共有。役割分担しながら見守り体制を構築した。 ②担当地域外や分野外の相談も一度受け止め、適切な機関に繋ぐことができた。 ③高齢者関連のものだけでなく、障害分野の研修会へも積極的に参加した。 2.関係機関との連携の強化 ①困難ケースには同行し、役割分担しながら対応することができた。 ②発見機能を担っていたが、支援に繋げることができた。 ③8050世帯、精神疾患を患う高齢者には、障害の相談支援機関に相談・連携し、対応した。	1.総合相談窓口の充実 ①広報紙、ホームページ、地域に出向き、地域包括支援センターの周知の徹底を図る。 ②丁寧な窓口対応、断らない支援 ③職員一人一人のスキルアップ  2.関係機関との連携の強化 ①居宅介護支援事業所、サービス事業所との連携 ②自治会、民生委員との連携 ③他分野との連携	
			来所	(延)	1,052件			
			訪問	(延)	1,065件			
			その他	(延)	31件			
計	(延)	4,154件						
地域包括支援ネットワーク構築	・民児協定例会への参加、民生委員との連携 ・自治会見守りネットワーク会議への参加 ・障害者関係機関との連携 ・ケアマネ交流会の開催 ・個別ケア会議・地域ケア推進会議の開催	・8050世帯、認知症世帯のリスト作成 ・民生委員・自治会との情報共有・同行訪問 ・地区社協サロンへの参加 ・ふれあいの家への参加 ・地域のラジオ体操への参加	・広報誌(みのり)の発行 ・介護予防教室の開催					
実態把握								
その他								
権利擁護業務	1.高齢者虐待防止 ①窓口の周知 ②迅速な対応と関係機関との連携 ③再発防止  2.財産管理、身上監護 ①成年後見制度の相談、手続き支援 ②遺言や相続の相談  3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発 ②被害者への対応	虐待の防止・対応	通報受理件数	(実)	4件	1.高齢者虐待対応 ①ケアマネジャー、自治会、民児協で窓口の周知 ②ケアマネ交流会で研修会を開催。対応の流れなど説明した。 ③最終後も必要なケースについては定期的な確認を行っている。 2.財産管理・身上監護 ①日常生活自立支援事業の関口が広がったことで、成年後見制度に敷居の高さを感じている方、診断書の作成が難しい方などへの支援が行えるようになった。ながれやま権利サポート会議での助言は、即ケースに生かすことができた。 3.消費者被害 ①②消費生活センターや警察と連携。また、地域への注意喚起を行った。	1.高齢者虐待防止 ①窓口の周知 ②迅速な対応と関係機関との連携 ③再発防止  2.財産管理、身上監護 ①成年後見制度の相談、手続き支援 ②成年後見推進センター、日常生活自立支援事業との連携 ながれやま権利サポート会議、窓口連携会議の活用 ③遺言や相続の相談  3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発(自治会、民児協などで注意喚起) ②被害者への対応(消費生活センター、警察との連携)	
			(うち虐待ありと判断)	(実)	2件			
			ケアマネ交流会にて虐待防止研修会の開催					
			高齢者虐待防止研修会への参加 ・成年後見推進センターや日常生活自立支援事業とも連携し、市長申し立てに繋げ					
			ケアマネ交流会、民児協定例会、地域ケア会議、サロン等で事例の周知 ・窓口対応。クーリングオフの支援 ・消費生活センターとの連携と情報共有					
			権利擁護事業の周知 ・成年後見推進センターとの連携					
成年後見制度等の普及啓発								
判断能力を欠く状況にある人への支援	成年後見制度	(実)	1件					
	(うち申し立て支援)	(実)	0件					
	(うち市長申し立て)	(実)	1件					
	日常生活自立支援事業	(実)	5件					
その他	遺言・相続無料相談会(33組の参加)							
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1.ケアマネへの支援 ①ケアマネへのサポート体制作り、後方支援 ②研修会や事例検討会の開催 ③ケアマネの資質向上  2.関係機関とのネットワーク構築 ①多職種参加の研修 ②事例検討会の開催	体制構築	ケアマネ交流会	(回)	6回	1.ケアマネへの支援 ①困難ケースでは、同行訪問するなど、一緒に対応することができた。 「ケアマネ紹介記録簿」を作成し、利用者の紹介を行なった。地域のケアマネには担当件数がいっぱいなのなか、ご協力いただき、ケアマネ難民を出さずに支援することができた。 ②主任ケアマネ更新の条件を満たした研修会を開催できた。 ③高齢者虐待防止、救命処置、福祉用具について、手話の研修会の開催  2.関係機関とのネットワーク構築 ①②訪問診療医を交えた会を開催することができ、医療連携を促す交流の場となった。	1.ケアマネへの支援 ①ケアマネへのサポート体制作り、後方支援 ②研修会や事例検討会の開催(認知症、災害、リハビリ、高齢者虐待防止、看取り) ③ケアマネの資質向上  2.関係機関同士の「顔の見える関係づくり」。医療・介護の連携 ①多職種参加の研修会の開催 ②事例検討会の開催 ③ケアマネと民生委員との顔の見える関係づくり	
			(延)	130人				
			手話によるコミュニケーション ・災害時、緊急時の救命処置、BCP ・高齢者虐待、医療連携 ・災害時、緊急時に私たちができること ・自立支援型地域ケア会議 ・通所リハと訪問リハの役割、装具の活用					
			相談件数	(延)	44件			
ケアマネへの個別支援	・困難ケース(相談・同行訪問) ・更新研修や主任ケアマネ研修の情報提供 ・ケアプラン作成 ・請求業務について							
地域ケア会議	推進		3件					
	個別		3件					
	自立支援型		1件					
	(推進会議)移動支援、介護予防、8050(自立支援型)第2号被保険者の男性への支援 (困難ケース)精神疾患、浪費、共依存、特殊詐欺、認知症、ダブルケア							
その他	他包括の自立支援型地域ケア会議に専門職として参加(3回)							
第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)	①予防プラン業務を適切に行う。 ②委託ケースの適切な管理 ③インフォーマルサービスを含めた情報の収集と提供	包括作成件数	総合事業対象者		28件	ケアマネ不足から ・要支援者を居宅支援事業所に委託することが困難。包括で介護予防ケアプランを作成しなければならず、他の業務を圧迫している。 ・要介護者のケアマネ調整にも時間と労力を要する。利用者の希望に沿った調整が難しくなっている。	本人の主体的な活動が行えるよう支援する。	
			要支援1		886件			
			要支援2		579件			
			小計		1,493件			
委託事業所作成件数	総合事業対象者		21件					
	要支援1		548件					
	要支援2		711件					
	小計		1,280件					
合計			2,773件					
その他								
事業間連携	認知症になっても安心して住み続けられる街づくり ①対象者への定期訪問。信頼関係を構築しながら支援する。 ②認知症サポーター養成講座の開催。支える世代への普及啓発。 ③認知症家族の会を開催し、会が家族の支えになれるよう支援する。 ④認知症高齢者見守りシールの普及・啓発	一般介護予防事業	・包括主催の介護予防教室の開催 ・ふれあいの家での体操教室 ・自治会・老人会で介護予防教室			①認知症初期集中支援チームと連携することで、セルフネットワークのケースを支援に繋げることができた。 ②認知症サポーター養成講座は、学校での開催も定着。訪問介護事業所、生活支援従事者研修の講座では、認知症の正しい理解と対応について伝えることができた。 ③家族会では男性介護者の参加も目立った。参加者同士がお互い支えあえる場になっている。 包括主催の介護予防教室に理学療法士を招き、より専門的な体操を提供できるようになった。参加者は質問するなど積極性もみられ、また参加者同士の交流も生まれている。	生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して住み続けられる街づくり  ①心配な対象者へは定期的に訪問し、信頼関係を構築しながら支援します。介入が困難なケースでは、認知症初期集中支援チームとも連携し、支援につなげる。 ②認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座の開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。	
			生活支援体制整備事業	・生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加				
			在宅医療介護連携推進事業	・看取りの推進 ・症例検討会を用いた多職種連携				
			認知症サポーター養成講座	(回)	6回			
			(延)	255人				
			家族会	(回)	6回			
	(延)	26人						
認知症の人やその家族への支援	認知症地域支援推進員としての活動 定期的な会議への参加 認知症初期集中支援チームとの連携 困難ケースへの対応							
その他	・地域生活支援センターすみれとの連携(対応・同行訪問) ・生活支援サービス従事者研修認知症講座 ・自治会の体操教室に参加 ・地域の体操に参加							